

71  
144

東國敬神道場概要

同道場編

昭和十四年版



279

144

要概場道神敬國界



(版年四十和昭)



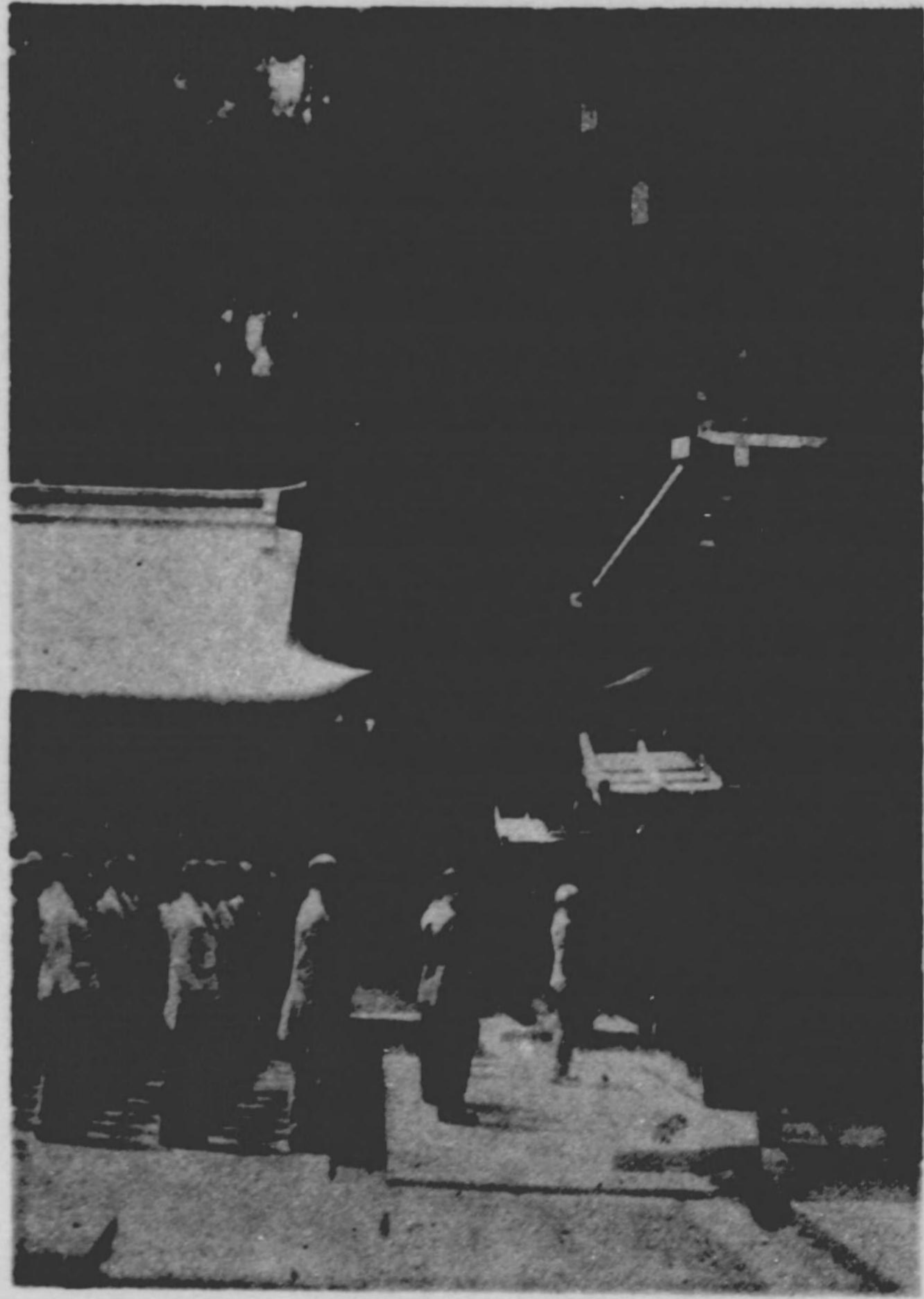


神道場概要

(昭和十四年版)







神 社 参 拜



神 前 行 事



東 國 地 輿 圖 要 ( 部 係 十 四 年 刊 )

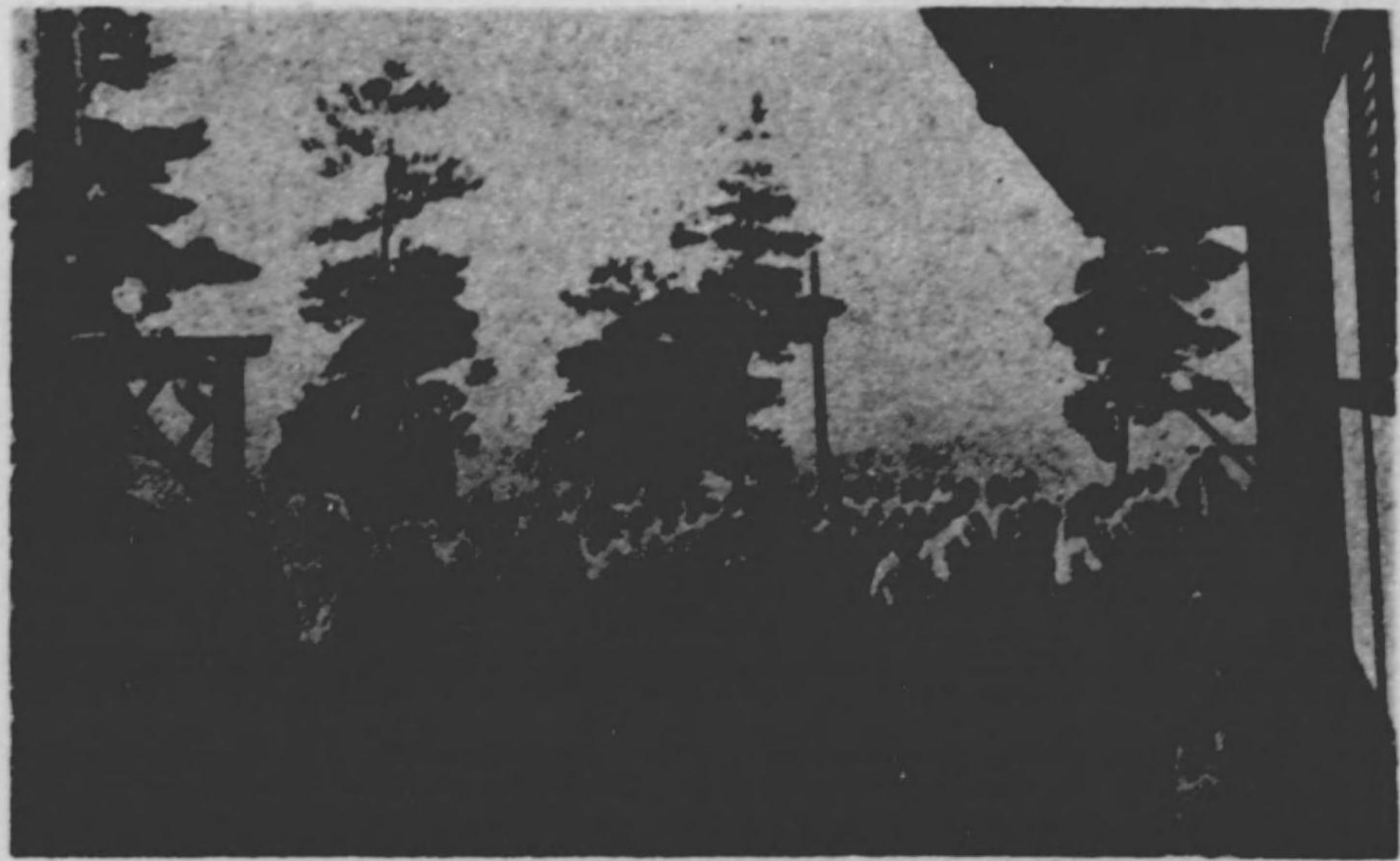




國  
旗  
掲  
揚



体  
操



室  
内  
清  
掃



座  
靜



義  
講



業  
作



はしがき

行幸記念、聖旨奉戴の赤誠を以て、縣民一同の淨財によりて營まれた本道場は、極めて順調なる経過を辿つて、茲に創立第四年を迎ふるに至つた。

茲に昭和十一年六月、高松宮同妃兩殿下の御成を仰ぎ、續いて十二年四月李王殿下の御成を辱うし、此の重ねての光榮に浴し只管感謝感激に堪へざるところである。

本道場設立の趣旨たる敬神崇祖の精神の高揚は當時の社會情勢に鑑み、極めて緊切なるを惟はしむるものがあつたが、創立年餘にして今次の支那事變の發生を見、愈々以て時代の要求に依り道場の生れた感を深からしめる次第である。

或は事變下に於ては道場の閑散を憂うる向もあつたが、事實は寧ろ利用の度を増し、更に青年徒歩旅行の宿泊所としての指定を受け、時に道場職員の過勞を思はしむる有様である。素より我が國民性として斯あるべきであつて、甚だ悦びとするところである。是れ一に縣民の深き理解と有識者各位の易らざる支援の結果と信ずるのである。

長期建設の體制下に於て、道場使命の一層重要性を加へつゝあるに鑑み、職員一同は一意奉公以て本道場使命達成に一段の精進を期するところである。幸に各方面の御協力を望んで息まない次第である。

本冊子は本道場の精神使命を一層明瞭にし、併せて過去一ケ年の過程を明確ならしむる爲其の概要を集録し以て將來の参考とする意である。

昭和十四年四月

東國敬神道場



食事



女子再講習會



079  
441

東 國 道 場 報 告 書

### 目 次

- 一、本道場建設の由来..... 一
- 一、建設の趣旨..... 一
- 二、建設地..... 二
- 三、東國の意義..... 三
- 四、建設の経過及び規模..... 四
- 二、道場の使命及び道場規則..... 六
- 三、訓育講習の概況..... 九
  - 一、講習の種類及び内容..... 九
  - 二、入場者心得及び場内心得..... 九
  - 三、訓育講習實施の状況..... 一〇
- 四、本道場利用状況一覽..... 一七
  - (一) 昭和十三年度利用状況..... 一七
  - (二) 月別利用状況一覽表..... 二二



昭和十三年度利用団体一覽表……………三三

ハ、青年徒歩旅行宿泊所としての道場……………三三

四、本道場の豫算……………三二

五、道場顧問及び職員……………三三

六、道場長辭任の辭……………三三

七、受講者の感想……………三五

三、臨言編輯の豫算……………三六

二、道場の興命及び豫算見解……………三六

四、道場の興命及び豫算見解……………三六

三、東國の意義……………三六

二、道場の興命及び豫算見解……………三六

一、本道場建設の由來……………三六

目次

一、本道場建設の由來

昭和九年の秋上毛を中心とする陸軍特別大演習の舉行せられた砌、天皇陛下には錦旗を本縣下に進め給ひ、十一月十七日、至誠を敬神して奉心を誓ひ奉つた。仍て深遠なる聖旨を奉じ、敬神崇祖の大義を宣揚せんが爲に昭和十年五月本縣官民合同の下に敬神崇祖神宣揚事業期成會が組織せられるに至つた。

一、建設の趣旨

「大日本は神國なり。」此の言我が國體を闡明して餘蘊なし。げにや日神長く統を垂れ給ひて茲に萬邦無比の皇國を由來す。是を以て列聖皇神靈を重んじたまひ、祭祀の恒典早く備はる。臣子たるもの仰ぎて報本反始の誠を教し、以て奉倫の大道を暢べ、天長地久の皇運を扶翼し奉れり。然るに西歐文明の弊を受けて、多く精神文化の頹廢を馴致し、忠信孝悌の道、責任犠牲の念、日に月に銷磨せんとす。凡そ此の如きは敬神の大義、崇祖の本義を遺るるの一事に率由すといふべし。昨秋長くも、聖上陛下本縣下行幸に際し、國幣中社實前神社に御親拜あらせられ、敬神の洪範を昭示せさせ給ふたのである。縣民上下只々感激措く處を知らず、皇祖の御遺訓に從ひたまひし處にして、上毛野君は豊城入彦命の玉孫御諸別王より出でて永くこの土に國造たり。是に於て特に親王の任國たり。神城靈地擧げて敷ふべからず。これを仰ぎて遠く東國開拓の勳業を偲び、これに報養して祭祀を篤うするもの、仰又大孝を申ぶる所以にあらざるなし、乃ちここに敬神の大道、崇祖の本義を宣揚せんが爲めに、廣く淨財を募り、一ノ宮實前神社の社頭に聖域をトして、敬神道場を建設し、以て奉國の大精神を闡明し、ますます我が國體を明徴する一大教化道場たらしめ、且徴古資料を蒐集し、以て古代文化の遺蹟を偲び悠久なる皇國進暢の跡を懐ひ、又久しく祀られざる古墳を修めて之を顯彰し、祖國上野の開拓に勳業を著し給ふ諸神の靈に報養し、報本反始の赤誠を披瀝し、大に日本精神作興高揚の機軸たらしめんとす。是れ一は以て敬神の大道を昭示せさせ給





ふ書に報い奉るの途たると共に、一は以て行幸を記念し、ますます國民的信念を確立し、國運の進展に貢獻する所以の道にして、我等の當に全力を傾倒すべきものたるを信ず。庶幾くは我等の微衷を汲み、來つて此の舉を後けられんことを。

斯くて淨財は日を追うて集り期成會は貫前神社の境内東方の接続地を選んで道場建設の工を起し、昭和十一年三月を以て落成を告げ、之を縣に寄附する事になつた。

是に於て縣は同會の趣旨に則り之を東國敎神道場と命けて、豊城入彦命が東國統治の勅を拜せられし四月十九日を卜して落成式を舉行し、男女青年團員を初め學生其他廣く縣民一般の精神修養の道場として之を經營する事となつたのである。

### 二、建設地

本道場は群馬縣北甘樂郡一ノ宮町にあつて國幣中社貫前神社東方に接続して丘陵の東端に建てられてゐる。頭を回らせば南に鱈川の清流を隔て、御荷鉾の連峰を指呼のうちに眺め、西には甲信國境の山岳連り、東方遠く關東の沃野を隔て、遙かに筑波の峰を望み、北に秀麗なる榛名の連嶺、嵯峨たる妙義の奇峰聳え立ち、淺間の噴煙の虚空に昇るを見る。

神域森嚴の氣四邊に漂ひ、松籟颯々、心氣自らにして清澄する處である。蓋し精神修養を本領とする本道場建設の地として絶好の場所である。

國幣中社貫前神社の祭神は經津主命である。命は磐筒男磐筒女二神の御子に在して、天孫神々并尊御降臨に際し、武甕槌神と共にこの國土に使用して大國主命と御國譲りのことを議し給ひし國家鎮護の武功神であらせらる。御鎮座は今を距ること凡そ一千四百年、第二十七代安閑天皇元年三月十五日であつて、この地は固大國主命の御子建御名方の神との對陣に際し、本營を置かれし故地なりと傳へられてゐる。經津主命は我が國開闢の武神であり、東國地方開拓の祖神であらせられるので

朝廷の御尊崇風に厚く、第四十代天武天皇白鳳二年三月十五日初度の御奉幣があり、次で貞觀元年長くも第五十六代清和天皇宸筆勅額の御奉納ありと傳へられ、醍醐天皇の朝、延喜式には既に名神大社に列し、當時天皇御一代一度の大神實御進獻に預る社の一に數へられ、上野神名帳には正一位披鉾大明神と見えてゐる。尙上野國一ノ宮として公家武家を始め遠近衆庶の尊崇極めて厚く、明治四年國幣中社に列格せられた。

昭和九年十一月陸軍特別大演習に際し群馬縣下に行幸の砌同月十七日長くも當社に行幸あらせられたのである。

### 三、東國の意義

抑々東國の名稱は中部、關東、東北の總稱であつて或は「あづま」とも、「東日本」とも呼ばれるのであるが、此の東國一帯の地に對して上代の諸神が、其の御經營に如何に御苦心遊ばされしかを偲び奉るに、天孫御降臨以前既に經津主命、武甕槌命の二神は此の地に足跡を印せられ、荒ぶる者等を平定して東國開拓の魁をなされ、神武天皇の御代天富命は勅を奉じて東國に下り、沃壤の地を求めて麻穀類を栽培なされ、爲に人々は生を安んずるに至つたのである。

第十代 崇神天皇の御治績は何人も知る如く、東國開拓教化に特に大御心を注ぎ給ひ四道將軍御派遣に當り、孝元天皇の皇子大彥命を北陸の地に、命の御子武神河別命を東海東山二道方面に遣はされ、二神はゆくゆく教化を敷き給ふた。更に天皇は第一皇子豊城入彦命をして東國統治の任に當らしめ給ふた。即ち日本書紀の崇神天皇御紀に依れば、四十八年春正月己卯朔戊子 天皇、豊城命、活目尊に勅して曰く、汝等二子慈愛共に齊し、いづれを嗣に爲むことを知らず。各宜しく夢みるべし。朕夢を以て占へむ。二皇子是に於て命をうけたまはり淨沐みて祈みて寝たまへり。各夢を得たまひつ。あけぼのに兄豊城命夢の辭を以て天皇に奏して曰さく、自ら御諸山の嶺に登りて、東に向きて八廻弄槍し、八廻擊刀す。弟活



目尊夢の辭を以て奏して言さく、自ら御諸山の嶺に登りて、繩を四方に纏へて粟を食む雀を逐る。則ち天皇相夢して、二子にかたりて曰く、兄は則ち一片に東に向きて當に東國を治すべし。弟は是れあまねく四方に臨みて宜しく朕が位を繼ぐべし。夏四月戊申朔丙寅、活目尊を立て、皇太子と爲たまふ。豊城の命を以て東國を治めしむ。足れ上毛野君、下毛野君等の始祖なり」とあり即ち今より一千九百八十九年(昭和十四年)前の四月十九日に、東國統治の命を拜せられたのである。又景行天皇の皇子日本武尊の東夷征討の御治績は歴史にあまりにも有名な事實である。以上述べた如くに東日本の地をして、今日あらしめた上古の列聖及び諸神の御偉業御勳績に對し奉り、此の地に在るものとして報本反始の赤誠を致し、御靈を慰め奉ることが臣子の本分として當に然るべきである。此の志を深く考慮して本道場の建設に當り特に東國の文字が選ばれた次第である。

#### (1) 建設の経過

一、昭和十年五月十三日 敬神崇祖精神高揚事業期成會結成、北甘樂郡一ノ宮町國幣中社貫前神社境内東傍に敬神道場建設設計案決定。  
二、同 年七月十二日 敬神崇祖精神高揚事業期成會より群馬縣へ敬神道場移管申請。  
三、同 年八月二十二日 敬神道場基本設計完成。  
四、同 年九月十九日 地鎮祭舉行。  
五、同 年十二月十四日 上棟祭舉行。

一、昭和十一年三月三十一日 敬神崇祖精神高揚事業期成會より群馬縣へ敬神道場移管申請。  
二、同 年三月卅一日 敬神道場竣工。  
三、同 年三月卅一日 群馬縣は昭和十一年四月一日より東國敬神道場設置の旨を告示し、併て東國敬神道場規則を制定公布す。  
四、同 年三月十九日 東國敬神道場落成式舉行。  
五、同 年三月十九日 東國敬神道場落成式舉行。

#### (2) 規

本道場の敷地は東西凡そ百十七間、南北凡そ三十四間の長方形をなし、總面積二千八百六十四坪である。建坪は三百七十坪二合五勺にして、他は國旗掲揚場、運動場及庭園である。建物は簡潔典雅なる純日本造平家建にして、講堂、職員室、事務室以外は概ね疊敷となし、日常生活に則して座作、進退寢食の間自ら修養に精進するに適當せしめたものである。建物の設備は概要左の如くである。

講堂 神樂殿 神樂舞手洗所 講堂(六〇疊) 控室(二六疊) 豫備室(八疊) 二室 來賓室 客間(一五疊) 湯殿



次の間 (二〇疊)

手洗所

茶の間 (四疊)

應接室 (八疊)

食堂 (二九疊)

女 關 (二〇疊)

場長室 (二〇疊)

事務室 (二〇疊)

備備室 (六疊)

二ノ口玄關 (八疊)

談話室 (三六疊)

宿泊室 (一〇疊)

## 二、道場の使命及び道場規則

本道場の使命は道場建設の趣旨に於て既に大槪は明かであるが、更に項を分けて述べて見れば、

道場規則第一條に示す如く調育講習の對照は「男女青年又ハ學生其ノ他修養ニ志ス者」であつて、年齢にも職業にも又は性的にも何等の制限は無いのである。併し實際問題としては男女青年團員及び學生が中心であり、次では矢張青年期にある工場従業員及び商店従業員等が擧げられるのである。尙ほ右學生と言ふのは大体中等學校四年生以上としてゐる。

次に本道場の根本精神たる「敬神崇祖ノ大義」に就ては格別の説明なくとも此の大道は我が國民道德の根本であり、且つ又人倫の大道であるので極めて明瞭であつて、日本人として此の精神を解せぬものはないのであるが、兎もすれば物質的に走り此の精神が軽んぜられる今日の状態に於て、特に強調の必要を痛感するのである。

申すまでもなく我が國は大家族國家であつて皇室と人民とは祖先を同じくし、義は君臣情は父子とは國民確固不動の信念である。而して三千年此の方斯くも正しく統制され、天壤と共に窮りのない國家である。敬神崇祖の精神も亦此の信念に基くものであつて、忠孝と相通じ一本である。此の信念なくして眞の日本精神は論ぜられないと思ふのである。換言すれば敬神崇祖の大義は日本國民の天稟なりと言ひ得る。此の天稟を益助長發展せしむる事が、現代帝國內外の情勢に顧み最も肝要なるは論を俟たざるところである。

次に「有爲活潑ナル皇國ノ人材ヲ鍊成スル」とは一言にして言へば、右の敬神崇祖の精神を實踐躬行することに依つて、自ら達せられるのである。併しながら社會の組織は益複雑を加へ、人生の行路は愈々苦難煩悶を増す状態にあつて、これを勇敢に切り開いて進み行く處に人生の妙味があり、そこに修養の重要性が考へられるのである。一口に修養と言へば精神方面を意味するが、全人格的修養は知的方面・精神方面・體育方面の三拍子揃つて、始めて完全と言ひ得るのである。本道場は専ら精神修養に重點を置いて居るのであつて、其の方法に至つては生活即修養の建前を以つて、感恩報謝・謙虛自省・實踐躬行をモットーとして實施してゐるのである。勿論知的體育的方面を度外視する譯はないのである。

之を要するに本道場の方針は理論の追求よりは寧ろ實行を本体とし、默々たる行の中に自己反省と環境の認識を深め、前途の希望を把握せしめ自己の天職を通じて、國家に御奉公を勵み得る人物を鍊成することを庶幾するに外ならないのである。



次に本道場規則を掲げる。

### 東 國 敬 神 道 場 規 則 (昭和十二年三月三十一日)

(群馬縣告示第一六八號)

第一條 本道場ハ男女青年又ハ學生其ノ他修養ニ志ス者ニ對シ敬神崇祖ノ大義ニ則リ必要ナル調育又ハ講習ヲ施シ以テ有爲活潑ナル皇國ノ人材ヲ養成スルコトヲ以テ目的トス

第二條 本道場ニ左ノ職員ヲ置ク

第三條 道場長ハ道場生ノ調育講習其ノ他ノ事務ヲ掌理シ所屬職員ヲ統督ス

第四條 道場長ノ命ヲ受ケ道場生ノ調育講習ニ任シ場務ヲ分擔ス

第五條 書記ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第六條 本道場ニ第二條ノ職員ノ外嘱託講師及道場醫ヲ置クコトヲ得

第七條 本道場ニ顧問ヲ置ク

第八條 顧問ハ知事ヲ推舉ス

第九條 顧問ハ知事ノ諮問ニ應ジ本道場運営上重要ナル事項ニ付意見ヲ開陳シ必要アルトキハ建議ヲナスコトアルモノトス

第十條 顧問ノ會同ハ毎年一回以上トシ知事之ヲ招集ス

第十一條 道場生ノ入場退場ニ關スル事項及調育講習ニ關スル事項ハ道場長之ヲ定ム

第十二條 道場生ハ道場内ニ止宿スルモノトス 但シ道場長ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 所定ノ調育講習ノ課程ヲ履修シタル者ニハ其ノ證ヲ授與ス

第十四條 道場生ノ調育講習ニ關スル費用ハ特別ノ理由ナキ限り之ヲ徴收セス

第十五條 道場長ハ事務上必要アリト認メタルトキハ知事ノ認可ヲ經テ本則ニ掲グルモノノ外別ニ規定ヲ設クルコトヲ得

第十六條 本則ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 三、訓育講習の概況

#### 一、講習の種類及び内容

本道場は男女青年團を初め商工従業員、學生其の他に對して精神修養を爲さしむるを目的とするのであつて、總て道場内に宿泊せしめて之に適切なる訓育講習を爲すを本體とするものである。

#### 一、講習の種類

イ、道場主催の講習 道場名を以て道場生を募集する場合にして、例へば縣下男(女)青年團指導者講習、縣下男(女)青年團幹部講習等の如きものである。講習の人員は凡そ五十名、講習の日数は三日乃至六日間としてゐる。

ロ、各種團體主催の講習 各種團體に於て道場生たらんとする者を募集の上道場に申入れて道場所定の講習を受くる場合にして、例へば群馬縣聯合男(女)青年團主催縣下男(女)青年團指導者講習、同幹部講習、各郡市聯合男(女)青年團主催男(女)青年團幹部講習、各町村男(女)青年團主催幹部養成講習等の如き、其の他教員會、學校其の他各種團體に於て主催し訓育を受くるものにして、縣下は勿論縣外よりの申込にも應ずるものである。

ハ、講習の人員は凡そ五十名とし、講習の日数は青年團指導者及び幹部等の場合は四日乃至六日間とし、町村單位青年團にあつては二泊二日乃至二泊三日間とし、其の他は團體の希望に應じて道場長に於て決定する。

#### 二、講習の内容

講習の内容は團體の種類に應じて異なるのであるが、凡て訓育は道場生の自覺的實踐を本領とし、自律自治、克己一致協力



して修養研鑽せしめることを期してゐる。即ち宿泊講習を爲すに當つては、講習日数の多寡を問はず必ず開講式及び閉講式を厳肅に舉行し、朝は必ず神殿に参拜して後所定の朝の行事を行ひ、夜は就寝前必ず夜の行事を行ふのである。その他講習の内容について男女青年團體に課してゐる修養日課の標準は別表の通りである。但し起床時間は時季により幾分の差がある。

三、講習の申込

道場主催の講習にあつては、募集公告中に申込の手續一切について之を指示する。其の申請書、講習費の納入書、各種團體主催の講習にあつては、其の團體より直接道場に申込用紙を請求し、その交付を俟つて之に所定の事項を記入して送付し、道場長の許可を受けるのである。

二、入場者心得及び場内心得

(1) 入場者心得

一、費用

道場主催の講習にあつては、道場生の支拂すべき費用は募集公告に於て公示する。各種團體主催の講習にありては、訓育講習に關する費用は特別の事由なき限り之を徴收せざるも、食費・光熱料・寝具使用料・印刷費等は講習の日數に應じて之を徴收す。然して一泊二日(四食)の講習に在つては一人當り六拾錢を要し尙ほ玄米一升持参の場合は(現在の相場にして)金拾錢に換算する。道場への往復はなるべく自轉車利用或は徒歩を希望するが、上信電車利用の場合は、道場生に限り五割引を受けること

が出来来るから、豫め道場より割引證を受ける事。

二、服装

洋服又は袴着用の事。特に男女青年團員にあつては、青年團服若くは青年學校制服を着用する事。

三、携行品

應紙、手拭二本、洗面用具、雜記帳、筆記具、寝巻、足袋又は靴下穿替、女子は体操用として草履又は運動靴、褲等。

(2) 場内心得

一、一般の心得

- 1 本道場は有爲活潑なる皇國の人材を錬成する修養道場にして、敬神崇祖を本領とし、何事も實踐躬行する事。
- 2 本道場は團體的訓練を本體とするものなれば、自律互護の精神を持ち、時間を嚴守し、集合作業等敏捷に事を處する事。

二、受講者の心得

- 1 靜肅を旨とし謹聽する事。
  - 2 要點を筆記し後日の参考と資する事。
  - 3 講話に對する質疑は、原則として夜間の懇談の際になす事。
- 三、行事及び作業の心得



- 1 朝夕の行事は厳肅を旨とし、左の順序に依る事。
- (1) 朝の行事は神前行事、宮城遙拜、國旗掲揚、朝の挨拶、朝の朗誦、体操、貫前神社参拜等。
- (2) 夜の行事は夜の朗誦、静坐、夜の挨拶等。
- 2 作業は愛情と感謝の念を以て、親切丁寧に行ふ事。

四、物品に對する心得

- 1 常に清潔整頓に注意し、器物を使用した時は必ず元の位置に整理し置く事。
- 2 不用の電燈を消し水道栓の締をよくし、洗面所等に紙片類を放棄せざる事。
- 3 指定以外の室及び物品を使用する場合は、必ず職員員の許可を受くる事。
- 4 履物は常に廻れ右をして、正しく揃へる様心掛くる事
- 5 貴重品は職員に保管方を依頼する事。

五、食事時の心得

- 食事に對しては感謝の念を以つて、偏食好き嫌の念を起さざること。
- 食事作法は一同食卓につき、飯汁等を盛りて用意をなし、暫し黙念、食前感謝の言葉「此の食物が食卓に上る迄には幾多の人々の勞力と、神佛の加護あることを思ひ深く感謝致します。私共の精進の足らざるに此の食物を受くる事を過分に思ひ、美味いからとて貪る心、不味いからとて厭ふ心を起しません。頂きます。」と指導者の指圖により一齊に唱へ、箸を取り靜にいたゞき食事終らば亦一齊に「御馳走さま」と挨拶して、食器具を所定の位置に整理し室を退く事。
- 六、就寢及び起床の心得

- 1 就寢後には猥りに床を離れ、或は雑談する等安眠を妨げぬ様留意する事。起床合圖前も亦同じ。
- 2 起床後は直に寝具を元の如く正しくたゞみ、所定の位置に整頓し、身仕度洗面をなし朝の行事を待つ事。

七、入浴及び便所の心得

- 1 入浴の際は裸め外にて身體を洗ひ流して、然る後に入浴し特に手拭は浴槽に入れざる事。
- 2 入浴中石鹼を用ひざる事。
- 3 湯水は最少限度に使用し、洗桶使用後は元の場所に置く事。
- 4 入浴は一班毎に順次間断なく進行する事。
- 5 便所使用に際しては特に清潔に留意すること。
- 6 扉を軽くノックし先入者の有無を確かめ、靜に開閉する事。

八、其の他の心得

- 1 講習期間中外出する場合は場長の許可を受くる事。
- 2 作業後は手足を洗濯所にて洗ふ事。
- 3 道場構内に啖睡を猥りにせざる事。
- 4 喫煙は禁止の事。但し講習員の種類により許す事あり。
- 5 此の外總て職員員の指揮に従ふ事。



年 青 子 女		年 青 子 男	
内 容	課 程	内 容	課 程
朝の行事 神宮城旗の朝 神國旗の朝 朝の行事 神國旗の朝 神宮城旗の朝 朝の行事	起 床 洗 面 朝 行 事 清 掃 朝 食 静 坐	朝の行事 神宮城旗の朝 神國旗の朝 朝の行事 神國旗の朝 神宮城旗の朝 朝の行事	起 床 洗 面 朝 行 事 清 掃 朝 食 静 坐
國民道徳 産業精神 女子の務 等	修身及 公民科	國民道徳 産業精神 青年の務 等	修身及 公民科
女子青年 團の經營 社會教育 一般等	社 會 教 育 科	青年團の 經營 社會教育 一般等	社 會 教 育 科
家庭經理 家庭料理 家庭衛生	食 查 家 庭 科	農 業 工 業 商 業	食 查 職 業 科
	舞 唱 踊 歌		舞 唱 吟 踊 歌 詠
車 取 掃 除 整 理 炊 事	作 業 浴 入	車 取 掃 除 事 務 處 理 耕 作	作 業 浴 入
	夕 食		夕 食
	紹 介 研 究 映 畫 談 話		紹 介 研 究 映 畫 談 話
夜の行事 朗 誦 静 坐 夜 抄	夜 行 事 就 眠	夜の行事 朗 誦 静 坐 夜 抄	夜 行 事 就 眠

時 間	行 事	
前 5.00	朝 間 行 事	
5.30		
6.00		
6.30		
7.30		
8.00		
10.00		晝 間
12.00		
後 1.00	行 事	
3.00		
4.00		
5.00		
6.00	夜 間 行 事	
7.00		
9.00		
9.30		
10.00		

男女青年團體修養日課表 (敷泊講習の場合)

期 間	行 事
前 5.00	朝 間 行 事
5.30	
6.00	
6.30	
7.30	
8.00	
10.30	晝 間
11.00	
12.00	
後 1.00	行 事
2.00	
3.00	
4.00	
5.00	
6.00	
7.00	夜 間
8.00	
9.00	夜 間 行 事
9.30	
10.00	

男女青年團體修養日程表 (泊講習の場合)







(イ)第二回夏季中等學校生徒修養講習會

期間は八月十六日より全二十日迄の五日間、一日の日程は午前四時起床、午前一時間午後二時間都合三時間の自習時間を設け、午後一時より二時迄一時間の午睡時間を置いたのが他の講習と著しい相違である。講習参加者は縣下各中等學校より推薦せられた四十五名で、大部分は上級學校入學志望であつて、孜々として努め、黙々として自習する有様は快心の至りであつた。

- 因みに受講者を推薦學校別に示せば次の如くである。
- 前橋中學校 七名
- 高崎中學校 五名
- 富岡中學校 一名
- 太田中學校 四名
- 藤岡中學校 七名
- 沼田中學校 四名
- 高崎商業學校 三名
- 前橋工業學校 四名

(ロ)第一回夏季女子中等學校生徒修養講習會

期間は八月二十三日より全二十七日迄の五日間、一日の日程は大體男子の場合と同様である。講習参加者は縣下各高等女學校より推薦せられた二十六名で、推薦學校數及参加人員の少なかつたのは聊か物足らなかつたが、講習生は他校生徒と云ふ橋を越えて相親しみつゝ修養にいそしむ姿には感激させられた。本年度初めての試であつたが、相當の効果を收め得たと信じ今後も實施する豫定である。(別項感想文参照)

- 因みに右受講者を推薦學校別に示せば左の如くである。
- 高崎高等女學校 五名
- 桐生高等女學校 四名

- 富岡高等女學校 六名
- 藤岡高等女學校 一名

(二)受講者再講習會

本道場に於ける講習中一町村單位の青年團講習會が相當多數に上るのであるが、大體皆一泊講習であつて訓育上遺憾の點が尠くないので補強的の趣旨から、受講者中より一團體數名宛の希望者を募り、道場主催の下に再講習を行ふことを計畫實施し來つたのであつて、本年度も男女各一回宛實施すべく豫定したところ、他團體の申込多數の爲遺憾ながら女子の方だけしか實施出来なかつた。参加希望者多數の爲取捨に苦しむ有様で、定員超過の盛況で極めて有意義の講習であつた。(別項感想文参照)

期間は昭和十三年十二月十七日より全十九日迄三日間、講習員は利根郡新治、多野郡八幡、碓氷郡西横野、勢多郡大胡北甘樂郡吉田、高瀬、小幡、小野、妙義、秋畑の十ヶ町村女子青年團よりの五十一名であつた。年末多忙の折にも不拘多數の参加を見、講習員は、寒さを物ともせず、熱心に行じ感銘深きものがあつた。

(三)日本精神宣揚講習會

財團法人奉仕會に於ては昭和十三年の事業として、八月五日より九日まで五日間、本道場を會場とし、東京市内各區長推薦の青年學校生徒(五十三名)を講習生として國民的素質の完成と、時代の進展に備ふる教養並に修練を目的として日本精神宣揚講習會を開催した。佐藤會長以下同會主腦部及名士の來場有益なる講演を以て滿され(講演題目及講師名下記の如し)講習生も又本講習會の趣旨を体し、酷暑も忘れて講演に、行事に、精進せし姿には感銘深きものがあつた。尚ほ本講習會の講演傍聴を公開せしところ酷暑の時期にも拘らず、北甘樂郡教育會員諸君の多數來會を見たことは甚だ欣快とするところである。



講演題目並に講師

- イ、日本精神の真髓 貴族院議員 海軍中將 佐藤 鐵太郎
- ロ、皇室と敬神崇祖 宮中顧問官 子爵 三堂 戶敬光
- ハ、國史に觀る日本武士道 陸軍 少將 伊豆 凡夫
- ニ、時局と國民精神總動員 海軍 中將 佐藤 卓藏
- ホ、國家奉仕の精神 陸軍 中將 佐藤 清勝
- ヘ、日本憲法の特質 國學院 大學 教授 澤田 五郎
- ト、最近外交問題概説 海軍 大佐 杉本 幸雄
- チ、日本文化の史的考察 中央教化團體聯合會常務理事 加藤 咄堂
- リ、日本青年の立場 群馬縣 社會教育課長 杉山 榮一郎
- ヌ、祭祀と道德 國幣中社貫前神社宮司 菅 貞好
- ル、敬神崇祖の根本觀念 東國 敬神 道場 長 石原 太藏
- 科外講座
- イ、帝國陸軍建軍の精神 陸軍 中將 佐藤 清勝
- ロ、國防と帝國海軍 海軍 中將 佐藤 卓藏
- ハ、防空と航空日本を語る 陸軍航空本部員陸軍航空兵大尉 西原 勝

(四)工場管理者講習會

時局下産業報國精神の發揚を期し、縣工場課主催の下に縣下従業員五十人以上使用の工場二百五十工場の工場管理者を動員し本道場に於て宿泊修養講習が計畫せられ、道場に於ても之に協力することとなり、五回に分つて實施せられた。因に實施期間は左の通りである。

第一回	九月二十六日—二十七日	三九名
第二回	十月三日—四日	三六名
第三回	十月十二日—十三日	三〇名
第四回	十月十四日—十五日	三三名
第五回	十一月十一日—十二日	五三名

(五)外務省實習移民講習會

外務省にては海外實習移民(南米にて農業、商業に従事する者)に敬神崇祖の精神を涵養せんとする目的から、昭和十二年一月本道場に於て第一回講習會を開催したが、其の効果に鑑み本年度は一層徹底を期し、六日間に亘つて講習會を開催した。期間は昭和十四年二月二日より七日迄、講習生は二十七名で、全国各地より選ばれた有爲の青年である。開講期間を利用して富岡製糸所及神津牧場の見學を行ひ見聞を廣め、又折から四日夕の貫前神社に於ける節分會に参加し、内地最後の節分行事として講習生の喜びには限りなきものがあつた。(別項感想文参照)

イ 利用 狀況 一 覽

(一) 昭和十三年 年度 利用 狀況







九	月十八	月	月	月
一八 一七 九一 五二 六一	二二 一六 一五 一四 一三	二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一	二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一	二二 二一 二〇 一九 一八 一七 一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一
二二 二二 二二 二二 二二	五五 五五 五五 五五 五五	二二 二二	二二 二二	二二 二二
前橋市 群馬縣 北甘樂郡 碓氷郡 前橋市	全馬縣 東馬縣 群馬縣 全馬縣	全馬縣 北甘樂郡 佐波郡 全馬縣 佐波郡 全馬縣 群馬縣 高崎縣 群馬縣	全馬縣 北甘樂郡 佐波郡 全馬縣 佐波郡 全馬縣 群馬縣 高崎縣 群馬縣	前橋市 全馬縣 北甘樂郡
前橋市愛國婦人會講演會	第一回女子中等學校生徒夏季修養講習會 第二回中等學校生徒夏季修養講習會 日本精神宣揚夏季講習會 B組講習會	伊勢崎高等女學校第四學年A組講習會 伊勢崎高等女學校第四學年B組講習會 馬山村青年團講習會 伊勢崎高等女學校第四學年A組講習會 伊勢崎高等女學校第四學年B組講習會 入野村青年團講習會 藤岡中學校第五學年A組講習會	伊勢崎高等女學校第四學年A組講習會 伊勢崎高等女學校第四學年B組講習會 馬山村青年團講習會 伊勢崎高等女學校第四學年A組講習會 伊勢崎高等女學校第四學年B組講習會 入野村青年團講習會 藤岡中學校第五學年A組講習會	富岡高等女學校第四學年A組講習會 B組講習會 前橋工業學校第五學年講習會
一 五 〇	二 四 六	二 二 四 四 一 五 四 三 二 二	二 二 四 四 一 五 四 三 二 二	三 四 四 八

六	月	五	月	月
一九 一七 一六 一三 一〇 七 四 一	三〇 二八 二五 二三 二一 一六 一一 九 六 四	三〇 二八 二五 二三 二一 一六 一一 九 六 四	三〇 二八 二五 二三 二一 一六 一一 九 六 四	三〇 二八 二五 二三 二一 一六 一一 九 六 四
一一 一一	二二 二二	二二 二二	二二 二二	二二 二二
前橋市 全馬縣 北甘樂郡 多野郡 群馬縣 多野郡 桐生市	高崎市 東馬縣 碓氷郡 東馬縣 北甘樂郡 佐波郡 全馬縣 北甘樂郡 邑樂郡	高崎市 東馬縣 碓氷郡 東馬縣 北甘樂郡 佐波郡 全馬縣 北甘樂郡 邑樂郡	高崎市 東馬縣 碓氷郡 東馬縣 北甘樂郡 佐波郡 全馬縣 北甘樂郡 邑樂郡	山田郡 利根郡 北甘樂郡 多野郡
城東女子青年團講演會	日本旅行俱樂部講習會 高崎商業學校第五學年A組講習會 B組講習會	日本旅行俱樂部講習會 高崎商業學校第五學年A組講習會 B組講習會	日本旅行俱樂部講習會 高崎商業學校第五學年A組講習會 B組講習會	八幡村女子青年團講習會 高田村女子青年團講習會 新治村女子青年團講習會 矢場川村女子青年團講習會 館林中學校第五學年講習會 黑岩村青年團講習會 富岡高等家政女學校三年生講習會 第三學事會區內青年團幹部講習會 下仁田高等家政女學校三年生講習會 社會政策學院學生講習會 安中高等女學校第四學年A組講習會 B組講習會
二 三 三 四 三 三	四 一 四 四 三 二 四 四 二 四	四 一 四 四 三 二 四 四 二 四	四 一 四 四 三 二 四 四 二 四	八 三 四 三 〇 〇 四 四







月	二	三	月	二	月
二二二 一三一 一七一 二〇一 二四一	二一七 一三一 一七一 二〇一 二四一	二一七 一三一 一七一 二〇一 二四一	二二二 一三一 一七一 二〇一 二四一	二一七 一三一 一七一 二〇一 二四一	二二二 一三一 一七一 二〇一 二四一
二二二 一三一 一七一 二〇一 二四一	二一七 一三一 一七一 二〇一 二四一	二一七 一三一 一七一 二〇一 二四一	二二二 一三一 一七一 二〇一 二四一	二一七 一三一 一七一 二〇一 二四一	二二二 一三一 一七一 二〇一 二四一
多野郡	多野郡	多野郡	多野郡	多野郡	多野郡
入野村女子青年團講習會 新屋村女子青年團講習會 吉井町愛國、國防婦人會講演會 中川、長野、六郷村青年團幹部講習會	外務省實習移民講習會 南橋村青年團講習會 秋畑村女子青年團講習會 額部村青年團講習會 横野村青年團講習會 聯合青年團幹部講習會	聯合青年團幹部講習會 三郷村愛農會講習會 福島町女子青年團講習會 多野郡青年修養道場講習會 日ノ丸團休講演會 生活刷新指導者講習會 藤田村青年學校講習會 佐波重業學院講習會 福島町青年團講習會 聯合女子青年團幹部講習會 入野村青年團講習會	聯合青年團幹部講習會 三郷村愛農會講習會 福島町女子青年團講習會 多野郡青年修養道場講習會 日ノ丸團休講演會 生活刷新指導者講習會 藤田村青年學校講習會 佐波重業學院講習會 福島町青年團講習會 聯合女子青年團幹部講習會 入野村青年團講習會	聯合青年團幹部講習會 三郷村愛農會講習會 福島町女子青年團講習會 多野郡青年修養道場講習會 日ノ丸團休講演會 生活刷新指導者講習會 藤田村青年學校講習會 佐波重業學院講習會 福島町青年團講習會 聯合女子青年團幹部講習會 入野村青年團講習會	聯合青年團幹部講習會 三郷村愛農會講習會 福島町女子青年團講習會 多野郡青年修養道場講習會 日ノ丸團休講演會 生活刷新指導者講習會 藤田村青年學校講習會 佐波重業學院講習會 福島町青年團講習會 聯合女子青年團幹部講習會 入野村青年團講習會
二二二 一三一 一七一 二〇一 二四一	二一七 一三一 一七一 二〇一 二四一	二一七 一三一 一七一 二〇一 二四一	二二二 一三一 一七一 二〇一 二四一	二一七 一三一 一七一 二〇一 二四一	二二二 一三一 一七一 二〇一 二四一

元

青年徒歩旅行宿泊所としての道場

鐵道省に於て、昭和十三年七月、青年徒歩旅行實施の告示があり、厚生省は徒歩旅行が青少年の體力向上に裨益する所極めて大なりとして之を奨励してゐるが、昨年十月本道場は敬神コースの青年宿泊所として指定された。本コースは發驛より上信電鐵利用一ノ宮驛下車、貫前神社に参拜し本道場に宿泊、所定の訓練を受けて翌日出發、上信電鐵にて下仁田に至り之よりバスにて妙義山に向ひ妙義登山をなし、松井田驛又は磯部驛に出るものであるが、その身心訓練の上於ける價值、乗車賃の半額の上から既に三回の利用を経てゐる。本道場は性質上申込の全部に應じられぬのであるが講習のない適當の日を之にあてゝゐるのである。

次に青年徒歩旅行規程の概要を示せば次の如くである。

綱領

- 一、集團的訓練ヲ本旨トシ自治協同奉仕ノ精神ヲ修練スルヲ必ズ五人以上一團トナリ責任アル指導者ガ引率指導スル
- 一、本旅行ハ所定ノ行路ヲ徒歩シソノ途中ニ設定シアル指定ノ青年宿泊所ニ宿泊スル。
- 一、宿泊所ハ一種ノ修練道場デ、定メラレタ規定ニ從ツテ行動シ所長ノ指示ニヨリ質實剛健、自治、協同ノ生活ヲ營ミ青少年相互ノ交驪融和ヲ圖ルヲ目的トスル。

資格者

- 次ニ示ス團體ノ團員又ハ學校ノ學生、生徒。
- 大日本聯合青年團
- 大日本聯合女子青年團

元







正 職員

貴族院議員	吉田茂
東京帝國大學名譽教授	黒板勝美
文部省専門學務局長	山川建
内務次官	館哲二
前大日本聯合青年團理事長	香坂昌康
樞密顧問官	荒木寅三郎
醫學博士	中島知久平
前鐵道大臣	深井英五
樞密顧問官	峰岸米造
東京文理科大學名譽教授	岡部榮信

二、縣職員

群馬縣知事	土屋正三
全學務部長	中川剛毅
全社會教育課長	杉山榮一郎

三、東國敬神道場職員

職名 職年 月 日  
 前道場長石原太蔵氏は本道場創設以來三ヶ年、文字通り實踐躬行日夜講習生の指導に當られ本道場の礎石を築かれたのであつたが、昭和十四年三月九日道場長の職を辞されたので三月十日付縣社會教育課長杉山榮一郎氏が道場長事務取扱を命ぜられた。

六、道場長辭任の辭

昭和十一年四月本道場の創設に際し道場長として迎へられ微力を致すこと三年、其の間何等見るべき業績もなく終つたことは、甚だ慙愧に堪へざるところであるが、幸に大過なきを得たのは偏に各方面の深き理解と同情の賜と、日夜感謝して居る次第である。

十回顧すれば三年前の春たけなは櫻花爛漫の候、全縣下に展開せられたる東日本御經營聖業奉讃大祭の行事週間中の四月十日九日大祭當日の早朝、道場落成式はいとも嚴肅に執行せられ、道場の業務は茲に愈開始せられるに至つたのであつた。斯くて感激と多忙に日を送る中、六月六日には、高松宮同妃兩殿下の御成を辱うし、單獨拜謁の恩典に浴し、刺へ御下賜品を賜り、有り難き御言葉まで拜して、眞に一生の光榮、全く感激措くところを知らず、心に固く奉公を誓ふところがあつたのである。



嘗て此の種の仕事に格別の研究も経験も持合せなかつた私としては、感激と熱意に燃えて突進する外途はなかつたのである。幸に顧問諸彦を始め関係各方面の熱心なる指導と斡旋を得、場員一同の眞剣なる協力に依つて漸次目鼻もあき、進展を見るの見通がつくやうになつた。一面當初より道場の利用に關し勸奨宣傳に大なる力を用ひさりしに拘らず、追々盛況を示すに至り、兎も角も第一年度は旬々の間に経過したのである。第二年度に入り行事も稍軌道に乗り、漸く事業其の緒につくの感ありしが、數ヶ月たらずして今次支那事變の勃發を見、或は道場の閑散を見るにあらざるかの懸念も生じたが、事實は寧ろ利用の度を増し、需めに應じきれぬ程の盛況を示し、一段と經營上の自信を得、時局下に於ける道場使命の重大なるを痛感して、益々精進を期しつゝ、第三年を迎へるに至つたのである。當初より苦勞を共にし一心同体となつて努力せられた、栗原、西巻兩教諭が第三年度前後に相次いで轉任せられたことは、共に榮轉のこと故是非ないことながら、尠からず寂寞を感じしめられた。

二年の経験を経て大に自信づけられ、道場運営に左程苦心を要しなくなり、青年團、中等學校其他各方面の道場に對する理解と關心は深められ、講習の申込は時に應じきれぬ場合も生ずる有様となり、所謂創業時代の仕事は一應完了した形である。言葉は稍々卑俗に墮する嫌はあるが「荒削り」と「仕上げ」とは自ら手法に相違があらう。自ら願ひて私は「仕上げ」の役柄ではない。私の與へられた任務は最早一段落を告げた。とは私の最近の心情であり、今後の改善整備は更に有能有徳の人に俟つべきである。と考へ、御暇を願ふことになつた次第である。道場生活の三年間一萬餘人の受講生、其の多數の人々に接し教へられる所が非常に多く、他を導くと云ふよりは寧ろ自己の修養上誠に得難い体験を積み得た事は實に感謝の至りに堪へない。尙ほ主として青年に接して來た事は何よりも嬉しいこと、全く若返りの効を納め得た。此の体験、此の若返りの元氣を以つて更に修養の途に進み度いと思ふ。此の懐しき道場を去



### 七、受講者の感想

私は大日本青年として良き青年でありたいと日頃常に思つて居りました。幸にして本年一月三十日より一ノ宮東國神社道場に於て三泊四日の講習会の開催されることを聞き進んで團長にお願ひしてこの道場にお世話になつたのであります。

私は一昨年箕輪青年道場に學び、昨年三月郷里長野村に歸りました。道場に居る間は先生や道友のお蔭で人格も向上するやうな氣も致しました。然し一度家に歸つて村の青年達と行動を共にする時稍々もすると道場時代の緊張もゆるみ勝ちとなるのであります。幸、この四日間三村の青年一堂に集り青年の共同生活の氣分を味はひ非常に嬉しく感じて居ります。先生方の教に依りまして私は日本の青年であるといふ信念をより以上自覺する事が出来ました。我が日本の國體を知り、吾等青年の進むべき道を明かにする事が出来ました。これからも毎年機會ある毎に、かうした道場で講習會を開催される事を望み其の度毎に出席致し自己の人格の養成、青年としての修養を致したいと思ひます。

### 日本精神宣揚講習會の一員

私が今回の日本精神宣揚講習會で一番多く腦裏に刻みつけられたことは何といつても敬崇崇祖のことです。これは各名士の御講話が根本は敬崇崇祖から始つてゐるからであらうと存じます。日課中神前で大鼓詞奏上、引續いて宮城遙拜、國



旗掲揚、國家齊唱等を行ふことによつて敬神崇祖の信念を高め、又清廉なる心を育成することが出来ました。神を敬ふことは祖先を崇め尊ぶことになり、祖先を崇めることは結果に至つて國體を能く識る所以であることをはつきり悟りました。氣分の通じた同輩達との合宿生活は楽しい中にも修養を積んでゆくことが出来ました。又前方の山の悠大なる姿に接する時は心を慰められるだけではなく、大きな理想と希望とが自ら湧いて参ります。食前に述べる感謝の言葉は家に於ても心の中で唱へることにしました。この言葉を思ふ時食事ばかりでなく何にでも感謝する心が起つて参ります。

お話をなさる方々が皆、私達青年に次に来るべき日本を背負つて立つて下さいよ、と力説してゐることがよく呑み込めました。やがては御期待に副ふやう努力する覚悟であります。今回の講習會は私達青年の修養の基を築いたも同じであります。今後はこの土臺を基礎にして益々修養を積んでゆきたいと存じます。

### 外務省實習移民講習會の一員

我等は各々其の志を得て愈々渡航することとなりその準備として此の道場に入場した。六日間といふ訓練期間は僅少なものであつたが、その得たる所には大なるものがある。

今迄建國の精神に就ては漠たるものがあつたが、本道場に来て皇國の精神の眞髓を確固と把握し得た事は我等の悦びであり、大なる安心を得た所である。而して刻下非常時を負へる母國を後にして渡航する我等は益々殖民の使命の重大なるを感ずると共に我が國が近き將來に於て大飛躍をなすであらう經濟的發展の先驅となつて活動せんとする覚悟を新にしたのである。我等が將來の活動發展の根元をなす大精神を學び得たことは大なる悦びである。

此の聖堂に於て我等青年の爲御指導の任にある諸先生の御奉公に對し滿腔の感謝を捧げ益々御精進あらんことを祈るもの



である。たまたま講習期間中日本精神發揚週間に遇ひ大いに意を強うしたる次第である。

### 再講習會の一員

西毛を眼下に見て西上州の一角に立つ精神道場、この名は何と私にゆかりの深い事せう。昨年一夜講習を受けましてより、今年二月幹部講習、今又再講習の榮に三度目のこの道場生活を體驗出来得ました事は私の女子青年時代の最も良き修養であり、想ひ出であり、忘れることの出来ない共同生活の樂しさであります。各村の青年團の狀況報告を聞き他村青年團の經營ぶりに多くの感ずる所がありました。今更に他村との聯絡を取ることの重大さを知り、事務局下の新しい多くの事業を知つて歸村してよりの事業に大きな關心と期待を持つて居ります。

いつも乍ら朝の大祝詞を唱へる時の清浄な心地、朝空高くへんぼんとひるがへる日章旗の下に掛聲勇ましく體操する際の激潮たる意氣、朝の靜坐、夜の靜坐、共にこれからの生活にとり入れて、清く、明るく、強く生きてゆく覺悟で御座います。十室の皆様とも漸くなれたと思ふ間にもう御別れで淋しい氣が致しますが、永の御交誼を約しました。これから折にふれての御指導をお願い致しますと共に御健康を祈り上げます。

### 女子青年團の一員

大きな期待をもつて出席したこの講習會、一つ一つの行事から作業、食事に至るまで眞剣な敬虔な感謝の生活、お世辭や誇張でなしに本當に有難くこれこそ眞實な生活だと感じました。



場長様始め諸先生の犬悟徹底には心から打たれました。確固たる信念の上にてたてられた充實した日々の生活を送つて居るに對し自分の淺薄な小さな人生觀で固められた生活がはづかしく、何時になつたら先生方の様な修養の域に達せられるのかと一寸淋しい様な氣もしましたが併しこの四日間の生活で自分にたつて『やれば出来る』決して不可能ではないと感じました。何時迄もこの生活を思ひ出す毎に勵まされることと思ひます。またさうあれかしと祈つてゐます。

人に恐怖し、場所に臆し悲觀的な考へ方ばかりに偏つて益々自己厭惡に陥つて了ふ現在の自分、これではならないと思ひつゝも生來の意志薄弱から未だに小心も恐怖も克服出来ず徒に自己を卑下し自信も何も持てない私、生活に對する熱も無く希望もなく、日々が苦痛にさへ感ぜられて居りましたが場長様及び先生方のお話をうかゞひ御指導を頂き、且現實にその御生活を拜見致し自分の生活にも希望が湧くのを覺えました。そして正しく自己を認識し信頼し修養の道に勵んで行くことをこの貫前神社の社前にて決心致しました。

### 工場従業員

期待して居つた東國敬神道場の講習會も遂に終つた。四月十六日午後女子従業員六十名は修養を目的として一糸みだれぬ歩調で敬神道場へ急いだ。

五時四十分到着、莊嚴なる神域、各室の清潔整頓に、身心自ら緊張し頭を垂れさせられました。場長様を始め諸先生初對面にもかゝはらず私達の爲に親しく御熱心に御指導下されまゝた事を深く感謝致します。先づ第一に入浴の仕方、第一より順次致しましたが私は第六班で最後の入浴であつたけれども最初の入浴者の様に清潔で爽快を感じました。次に夕食、各自の食器は全部整頓せられ各自の氏名まで記されてあつたこと諸先生の御辛苦有難く拜

謝しました。食事の取り方は經濟、清潔の兩方面に於て私達の工場生活又家庭に於て實行すべき事と思ひました。次に靜坐して默禱、一日の反省、これも修養として良き行事と思ひ今も實行しつゝあります。又寢具の取扱ひ方も私達寄宿生活に於て實行したく思つた。朝の行事。先生自ら外に出て新鮮なる空氣に浴し、宮城遙拜、國旗掲揚、續いて元氣な體操、健康上ふさわしいものと思つた。場長様の修養講話を聞き汚い精神が一掃され清い精神が芽生えた様な氣持ちに變つた。今後多少なりとも自己の生命力を練り、精神統一をはかり國民精神總動員の今日統後の女性として國家の爲、當雜氷社の爲盡力し先生方の萬物の一なりとも報いたく勤める覺悟であります。

### 夏季女子中等學校講習會の一員

もう五日間は夢の間に過ぎた。先づ最初は建物の立派なのに驚いた。五日間こゝで過すのだと思ふと、見知らぬ友達の中でもうれしい感じがした。

緊張した氣持は朝ねぼうな私をベルのひびきで起した。すがすがしい朝の空氣、神殿禮拜の清い嚴やかな氣持、目の下に開いた自然の美しさ、國旗掲揚、貫前神社參拜は洗はれたやうな氣持をみたさせた。群馬縣の歌の朗誦は質實な魂を呼びかへした。今まで夏休みのだらしないさわつた生活をして來た私にとつては靜座の時には初めは靜かな心になれなかつたが、後には精神の統一が出来るやうになつた。懇談會のお話、この時が私にとつてどんなに教へられた事でせう。

一生の思ひ出となる楽しい五日間だつた。又縣下の各女學校のお友達とも楽しく寝起き出來たことも忘れられない。この五日間のおごそかな氣持を家庭に學校にいつまでも持ちつづけ一生この講習を受けた甲斐ある人間とならう。もう一度この生活の出来るやう望んでやまない。



279  
144

昭和十四年四月十五日印刷  
昭和十四年四月十八日發行  
【非賣品】  
發行所 東國敬神道場  
群馬縣北甘樂郡一ノ宮町大字宮崎三〇七番地ノ二  
發行者 岩瀬澄  
印刷者 伊藤百太郎  
群馬縣北甘樂郡宮岡町大字宮岡一〇二八  
印刷所 秀文社印刷所



147

